

# 大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画 進行管理検討委員会設置要綱

## (目的)

第1条 「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」（以下「総量削減計画」という。）の推進に資するため、大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画進行管理検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (検討内容)

第2条 委員会は、総量削減計画の進行管理及び新たな対策に関する事項について検討する。

## (組織)

第3条 委員会は、府民代表及び学識経験者の委員で構成する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員会に委員長を置き、委員長は学識経験者委員の互選によって定める。

## (運営)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

## (事務局)

第5条 委員会の事務局を大阪府環境農林水産部環境管理室交通環境課に置く。

## (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、委員長が定める。

## (附 則)

この要綱は、平成6年12月13日から実施する。

## (附 則)

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

## (附 則)

この要綱は、平成14年3月29日から実施する。

## (附 則)

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

## (附 則)

この要綱は、平成22年12月2日から実施する。